

八王子エルシィサポータークラブ しあわせ会 会則（規約）

第1条（名称）

本会は「八王子エルシィサポータークラブ しあわせ会」（以下「本会」）と称します。
事務局は東京都八王子市八日町6-7 八王子エルシィ内に設置します。

第2条（目的）

本会は、八王子エルシィをご愛顧いただく地域の皆様との交流を深め、会員相互のつながりを育み、エルシィを通じた地域活性化に寄与することを目的とします。

第3条（会員）

本会の会員は、本規約に同意のうえ入会申込を行い、事務局が承認した個人とします。
会員は満18歳以上の個人とし、未成年者の入会には保護者の同意を必要とします。
将来的に家族会員・法人会員等を設ける場合は、別途定めます。

第4条（入会）

入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、事務局へ提出するものとします。
事務局が入会を承認した時点で会員資格が発生します。
入会申込書に虚偽の記載があった場合、入会を承認しないことがあります。

第5条（会費）

初回登録年会費は無料とします（1年間）。
次年度以降の年会費は10,000円とします。
更新会員にはエルシィ商品券12,000円分を進呈します。
いかなる理由があっても、納入された会費は返金いたしません。
会費の金額は必要に応じて改定することがあります。

第6条（会員特典）

会員は以下の特典を受けることができます。
イベント・企画の優先案内
会員限定企画への参加
イベント利用時の優待特典
その他、事務局が定める特典
※特典内容は予告なく変更される場合があります。

第7条（会員の義務）

会員は、本規約および事務局の指示に従うものとします。
氏名・住所・連絡先等に変更があった場合、速やかに事務局へ届け出るものとします。
会員証（発行する場合）の管理は会員本人が行い、紛失・盗難等の責任は負いません。
他の会員や施設への迷惑行為を行ってはなりません。

第8条（退会）

会員は、事務局へ退会の意思を申し出ることで退会できます。
退会後は会員特典を利用することはできません。
退会に伴う会費の返金は出来兼ねます。

第9条（除名）

会員が以下のいずれかに該当する場合、事務局は当該会員を除名することができます。
本会の名誉を著しく傷つけた場合
他の会員または施設に迷惑を及ぼした場合
会費を期限までに納入しない場合
入会申込書に虚偽の記載があった場合
その他、事務局が不適切と判断した場合

第10条（個人情報の取り扱い）

会員の個人情報は、本会の運営および会員サービスの提供に必要な範囲で利用します。
法令に基づく場合を除き、会員の同意なく第三者へ提供することはありません。

第11条（規約の改定）

本規約は、必要に応じて事務局が改定することがあります。改定内容は、エルシィ館内掲示またはメール等にて会員へ通知します。

附則

本規約は 2026年4月19日より施行します